

## 【会計検査院の概要】

会計検査院は、国の収入支出の決算等の検査を行うため憲法第90条の規定に基づいて設置されており、国会及び裁判所に属さず、内閣に対して独立の地位を有する機関である。

会計検査院は、検査官会議と事務総局とで組織されている。

① 検査官会議は、3人の検査官により構成されており、その合議によって会計検査院としての意思決定を行う機関である。

② 事務総局は、検査官会議の指揮監督のもとに会計検査等の職務を行う機関として、事務総長官房と会計検査を行う5つの局とで構成されている。

職員数は1,249人（平成31年4月現在定員）であり、これらの者の多くは調査官又は調査官補として各検査課・上席調査官付（36の課等で検査事務を分担）に所属している。

## 【検査の基本方針】

会計検査院は、平成31年次の検査（検査実施期間：30年10月から31年9月まで）に当たって、30年9月、「平成31年次会計検査の基本方針」を次のように定めた。

### 平成31年次会計検査の基本方針（抄）

- 1 会計検査院の使命（略）
- 2 社会経済の動向等と会計検査院をめぐる状況（略）
- 3 会計検査の基本方針

会計検査院は、従来、社会経済の動向等を踏まえて国民の期待に応える検査に努めてきたところであるが、以上のような状況の下で今後ともその使命を的確に果たすために、国民の関心の所在に十分留意して、厳正かつ公正な職務の執行に努めるとともに、次に掲げる方針で検査に取り組む。

#### （1）重点的な検査

我が国社会経済の動向や財政の現状を十分踏まえて、主として次に掲げる施策の分野に重点を置いて検査を行う。

- |            |           |       |           |        |
|------------|-----------|-------|-----------|--------|
| ・社会保障      | ・教育及び科学技術 | ・公共事業 | ・防衛       | ・農林水産業 |
| ・環境及びエネルギー | ・経済協力     | ・中小企業 | ・情報通信（ＩＴ） |        |

また、複数の府省等により横断的に実施されている施策又は複数の府省等に共通若しくは関連する事項に対して横断的な検査の充実を図るとともに、国民の関心の高い事項等については必要に応じて機動的・弾力的な検査を行うなど適時適切に対応する。

さらに、東日本大震災からの復興に向けた各種の施策については、一定期間に多額の国費が投入されていることなどを踏まえて、各事業等の進捗状況等に応じて適時適切に検査を行う。

#### （2）多角的な観点からの検査

不正不当な事態に対する検査を行うことはもとより、事務・事業の業績に対する検査を行っていく。そして、必要な場合には、制度そのものの要否も視野に入れて検査を行っていく。

検査を行う際の観点は、次のとおりである。

- ア 決算の表示が予算執行等の財務の状況を正確に表現しているかという正確性の観点
- イ 会計経理が予算、法律、政令等に従って適正に処理されているかという合規性の観点
- ウ 事務・事業の遂行及び予算の執行がより少ない費用で実施できないかという経済性の観点

エ 同じ費用でより大きな成果が得られないか、あるいは費用との対比で最大限の成果を得ているかという効率性の観点

オ 事務・事業の遂行及び予算の執行の結果が、所期の目的を達成しているか、また、効果を上げているかという有効性の観点

カ その他会計検査上必要な観点

これらのうち正確性及び合規性の観点からの検査については、なお多くの不適切な事態が見受けられていることを踏まえて、引き続きこれを十分行う。その際には、一部の府省等において不正不当な事態が見受けられたことも踏まえて、特に基本的な会計経理について重点的に検査を行う。また、入札・契約の競争性及び透明性にも十分留意して検査を行う。

経済性、効率性及び有効性の観点からの検査については、近年の厳しい財政状況にも鑑みて、これを重視していく。特に有効性の観点から、事務・事業や予算執行の効果及び国等が保有している資産、補助金等によって造成された基金等の状況について積極的に取り上げるように努め、その際には、検査対象機関が自ら行う政策評価や効率的・効果的な事務・事業の実施のために政府が行う各種の取組等の状況についても留意して検査を行う。

そして、事務・事業の遂行及び予算の執行に問題がある場合には、原因の究明を徹底して行い、制度そのものの要否も含めて改善の方策について検討する。

このほか、行財政の透明性、説明責任の向上や事業運営の改善に資するなどのために、国の財政及び財政の健全化に向けた取組についてその分析や評価を行っていくとともに、特別会計、独立行政法人等については、その財務状況の検査の充実を図る。その際、企業会計の慣行を参考として作成される特別会計財務書類等の公会計に関する情報の活用にも留意する。

#### (3) 内部統制の状況に対応した取組

検査対象機関における内部統制の状況は、会計経理の適正性の確保等に影響を与えることから、検査に際してはその実効性に十分留意する。また、内部統制が十分機能して会計経理の適正性の確保等が図られるように、必要に応じて内部統制の改善を求めるなど適切な取組を行う。

#### (4) 検査のフォローアップ

検査において不適切、不合理等とした会計経理の是正やその再発防止が確実に図られるなど、検査の結果が予算の編成・執行や事業運営等に的確に反映され実効あるものとなるように、その後の是正改善等の状況を継続的にフォローアップする。

また、検査報告において指摘した不適切な会計経理に関しては、他の検査対象機関における同種の事態についても是正が図られるように必要な検査を行うなど適切に取り組む。

#### (5) 国会との連携

検査に当たっては、国会における審議の状況に常に留意する。そして、国会からの検査要請に係る事項の検査に当たっては、国会における審査又は調査に資するものとなるように、要請の趣旨を十分踏まえて必要な調査内容を盛り込むなどの確な検査に努める。また、国会における決算審査の充実に資するために、引き続き国会及び内閣に対する随時の報告を積極的に行うように努める。

#### (6) 検査能力の向上

社会経済の複雑化とそれに伴う行財政の変化等に対応して、新しい検査手法の開拓を行うなど検査能力の向上を図り、検査を充実させていく。

すなわち、検査手法や検査領域を多様化するための会計検査をめぐる国際的な動向を含めた調

査研究、専門分野の検査に対応できる人材の育成や民間の実務経験者、専門家等の採用、検査業務のIT化の推進等により、検査対象機関の事務・事業の全般について検査の一層の充実を図る。

#### 4 的確な検査計画の策定

本基本方針に基づき、会計検査をより効率的・効果的に行い、会計検査院に課された使命を果たすために、的確な検査計画を策定して、これにより計画的に検査を行う。

検査計画には、検査対象機関並びに施策及び事務・事業の予算等の規模や内容、内部監査、内部統制等の内部統制の状況、過去の検査の状況や結果等を十分勘案して、検査に当たって重点的に取り組むべき事項を検査上の重点項目として設定する。

そして、検査に当たっては、検査の進行状況により、また、国民の关心の所在等にも留意しつつ、検査計画を必要に応じて見直すなど機動的・弾力的に対応して、検査の拡充強化を図る。

なお、天皇の退位等に関する皇室典範特例法（平成29年法律第63号）の施行の日（31年4月30日）の翌日から元号を改める政令（平成31年政令第143号）が施行され、元号が「令和」に改められたことから、以下の記述においては、平成31年次は「令和元年次」とし、また、同年次の検査実施期間は「平成30年10月から令和元年9月まで」とする。

#### 【検査の対象】

会計検査院は、国的一般会計及び特別会計の収入支出をはじめ、国所有する現金、物品、国有財産、国の債権、債務等全ての分野の国の会計を検査の対象としている。

これらの国の会計のほか、会計検査院法その他の法律の規定によって政府関係機関等の会計を検査している。令和元年次（平成30年10月から令和元年9月まで）の検査における主な検査対象は次のとおりである。

①	国が資本金の2分の1以上を出資している法人の会計	212
②	法律により特に会計検査院の検査に付するものと定められた会計	1
③	国が資本金の一部を出資しているものの会計	8
④	国が資本金を出資したものが更に出資しているものの会計	19
⑤	国が借入金の元金又は利子の支払を保証しているものの会計	3
⑥	国が補助金その他の財政援助を与えた都道府県、市町村、各種組合、学校法人等の会計	5,596
⑦	国若しくは①に該当する法人の工事その他の役務の請負人等のその契約に関する会計	72

## 【検査の方法と実績】

検査対象機関に対する検査の主な方法は、書面検査及び実地検査である。

(ア) 書面検査は、検査対象となる会計を取り扱う機関から、会計検査院の定める計算証明規則により、当該機関で行った会計経理の実績を計数的に表示した計算書、その裏付けとなる各種の契約書、請求書、領収証書等の証拠書類等を提出させ、これらの書類等について在庁して常時行う検査である。

書面検査については、平成30年度分の計算書12万5千余冊を受領するとともに、それらの証拠書類として、紙媒体3936万余枚を受領したほか電子情報処理組織の使用又は電磁的記録媒体により受領したものがあり、これらを対象に実施した。

(イ) 実地検査は、検査対象機関である省庁等の官署、事務所、国が補助金その他の財政援助を与えた団体等に職員を派遣して、実地に、関係帳簿や事務・事業の実態を調査したり、関係者から説明を聴取したりなどして行う検査である。

令和元年次に省庁等の官署、事務所等において実施した実地検査の実施率を検査上の重要性に応じて区分してみると、①本省、本社等の中央機関、地方ブロックごとに設置されている主要な地方出先機関等の検査上重要な箇所4,466か所についての実施率は41.7%、②地方出先機関であつて検査上の重要性が①に準ずる箇所6,631か所についての実施率は16.5%となっており、これらを合わせた計11,097か所についての実施率は26.7%となっている。

実地検査の対象箇所	左の箇所数 (A)	左のうち検査を 実施した箇所数 (B)	実施率(%) (B/A)
①検査上重要な箇所 (本省、本社、主要な地方出先機関等)	4,466	1,865	41.7(42.3)
②上記に準ずる箇所 (その他の地方出先機関等)	6,631	1,100	16.5(16.3)
計	11,097	2,965	26.7(26.7)

注(1) ( ) は、平成30年次。

注(2) ①及び②以外の箇所（郵便局、駅等）は20,408か所のうち77か所において実地検査を実施しており、これらを含めた実施率は9.6%となっている。

上記のほか、国が補助金その他の財政援助を与えた前記5,596の団体等について実地検査を実施した。

そして、これらの実地検査に要した人日数は、3万1千7百余日となっている。